

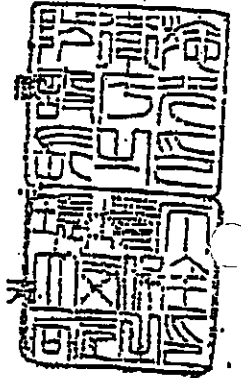
昭和廿九年二月六日

防衛施設庁次長

環 境

環境庁大気保全課長

審 問



防衛施設周辺の作業環境の整備等に関する法律の規定に照し、防衛施設庁と環境庁は下記のとおり了解する。

記

- ① 法律ヲ条第ノ項の關係行政機關の長には、環境庁長官が含まれるものとする。
- ② 法律第4条、第5条第ノ項または第6条第ノ項の第一種区域、第二種区域または第三種区域の指定を行おうとする場合は、あらかじめ防衛施設庁は環境庁と協議する。